

(様式第2号)

監委第90号
令和3年2月16日

太田市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 久保田 俊 様

太田市監査委員 高 橋 嘉一郎
太田市監査委員 白 石 さと子

定期監査結果報告書
(都市政策部・行政事業部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 都市政策部（都市計画課、建築指導課、市街地整備課、まちづくり推進課、道路整備課、道路保全課、建築住宅課、下水道課）
行政事業部（事業管理課、花と緑の課、用地管理課、用地開発課）
- 4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は適正か。(歳入歳出事務)
(2) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
(3) 補助金等の事務は適正か。
- 5 監査の実施方法
(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和元年度（監査基準日：令和2年3月31日）及び令和2年度（監査基準日：令和2年10月31日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和2年12月26日から令和3年1月18日まで

6 監査の結果

都市政策部及び行政事業部における令和元年度、令和2年度予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかったが、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

7 意見

各所属で管理する通帳及び印鑑については、リスクの分散を図り、引き続き適正な管理に努めてください。

今後においても、長期的展望に立った安心で安全な社会資本整備に努められることを望みます。